

山梨県職業能力開発計画について

職業能力開発計画の概要

(1) 策定の根拠等

○職業能力開発促進法（以下、「法」）

（都道府県職業能力開発計画等）

法第 7 条第 1 項

都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

法第 7 条第 3 項

都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都道府県に置く審議会等）

法第 9 1 条第 1 項

都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

法第 9 1 条第 2 項

前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

→山梨県附属機関の設置に関する条例に基づき山梨県職業能力開発審議会（法第 9 1 第 1 項の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当）を設置。

(2) 計画に定める事項

法第 7 条第 2 項

都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定めるものとする。

法第 5 条第 2 項

職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- 二 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- 三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

(3) 現行の計画（第 1 1 次山梨県職業能力開発計画）

- ① 策定の時期：令和 4 年 3 月
- ② 計画の期間：令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間
- ③ 計画の内容等：資料 1－3、資料 1－4 のとおり。
- ④ 基にした国の基本計画：第 1 1 次職業能力開発基本計画
（計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間）